

総量規制基準の概要

1 目的

総量削減計画で定める削減目標量を達成するため、指定地域内における、日平均排水量 50m³以上の事業場の、総量規制基準値の算出に用いる汚濁物質の濃度の値を、**C値**（別表1～3）として定めるものである。

このC値については、国が示した範囲内で、排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量の削減のために採られた取組みとその難易度、原材料等の使用の実態、費用対効果等を勘案し、知事が定めることとされている。

2 総量規制基準値の算出方法

事業場毎に定められる、汚濁物質の1日あたりの最大許容排出量で、下記の式により計算される。

$$L = \Sigma (C \times Q \times 10^{-3})$$

L:総量規制基準 (kg/日)、C:業種区分ごとの基準値 (mg/L)、Q:業種区分ごとの特定排出水の量 (m³/日)

特定排出水の区分	COD	窒素含有量	りん含有量
S55. 7. 1 この期間の水量	別表1(1)の値	別表2(1)の値	別表3(1)の値
H3. 7. 1 この期間に増加した水量	別表1(2)の値		
H14. 10. 1 この期間に増加した水量	別表1(3)の値	別表2(2)の値	別表3(2)の値
この期間に増加した水量			

3 適用される地域（指定地域）

瀬戸内海に流入する地域

（県内のうち、久万高原町、鬼北町及び松野町の全部並びに宇和島市、内子町及び愛南町の一部を除く地域）

4 今回（第9次）の基準設定

◎基準設定方針

環境省告示「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の範囲内で下限値に設定することを原則に、個々の事業場の排水実態、これまでの負荷量削減に対する取組の状況、排水処理技術の動向等を勘案し、以下の方針により設定

- ①国が範囲の下限値を引き下げた業種は、処理技術水準が向上したことから基準値を下限値に設定
- ②国が下限値を引き下げていない業種は、処理技術水準が現状維持のため現行基準を維持

◎総量規制基準の範囲を定める環境省告示の内容

令和3年10月5日付け環境省告示「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の一部改正において、瀬戸内海について基準値の変更がなかった。

〔第9次水質総量規制の在り方答申において、現在の水質が悪化しないように留意しつつ、引き続き生活排水対策、事業場の排水対策等を継続して実施していく方針に沿った内容。〕

◎今回（第9次）の基準について

国の総量規制基準の業種ごとの範囲に変更がなかったことから、前回（第8次）の基準値から変更を行わないこととする。

【参考】前回（第8次）の基準設定

◎総量規制基準の範囲を定める環境省告示の内容

平成28年9月5日付け環境省告示「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の一部改正において、瀬戸内海について基準値の変更がなかった。

〔第8次水質総量規制の在り方答申において、現在の水質が悪化しないようにするため、生活排水対策を進めるとともに、従来の工場・事業場の排水対策等を継続して実施していく方針に沿った内容。〕

◎上記基準設定方針及び環境省告示内容を踏まえ、国の総量規制基準の業種ごとの範囲に変更がなかったことから、基準値の変更は行わないこととした。